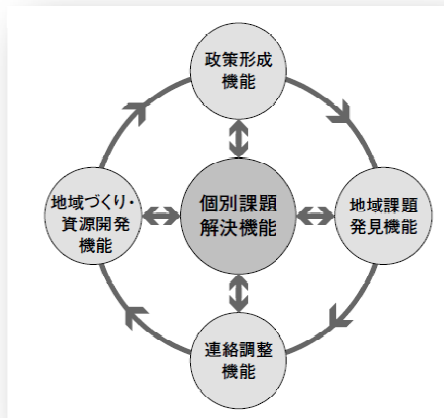


7 地域ケア会議の推進

1) 地域ケア会議の機能

地域ケア会議の機能について、改めて、地域包括支援センター運営マニュアルに基づき示します。

地域ケア会議では、個別課題の解決のみを目的とすることなく、地域の課題を把握し、課題解決に向けた関係機関の連絡調整・役割分担や必要な地域づくり・資源開発を行い、政策形成につなげることなどが求められます。



地域ケア会議の機能

＜「地域包括支援センター運営マニュアル
2012（H24. 3）」より＞

機能名称	各機能の説明・特徴
(1) 個別課題解決機能	<ul style="list-style-type: none"> ・個別課題解決機能には二つの意味があります。一つは、個別ケースについて多機関・多職種が多様な視点から検討を行うことにより、被保険者（住民）の問題解決を支援するという意味です。もう一つは、そうしたプロセスを通して、包括センター職員や介護支援専門員等の実践上の課題解決方向上を図ることで、被保険者への支援の質を高めるといった意味です。 ・地域ケア会議で取り上げる個別ケースについては、地域ごとの課題の優先順位や関係機関の関心等に応じて、テーマを絞って（例えば、介護予防、認知症、虐待等）選定することも考えられますし、あまりテーマを絞らず参加する関係機関が対応に困っている事例を持ち寄ることも考えられます。 ・こうした個別ケースに基づく検討を通して、個別課題の解決のみならず、次の(2) 地域課題発見機能や、(3) 連絡調整機能、(4) 地域づくり・資源開発機能、(5) 政策形成機能につながっていきます。
(2) 地域課題発見機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題発見機能は、個別ケースの背後に、同様のニーズを抱えた要介護者やその予備群を見出し、かつ関連する事実や課題、地域の現状等を総合的に判断して、解決すべき地域課題を明らかにする機能です。 ・発見された課題（例えば、認知症の独居や虐待等）に対して、どのような解決策・改善策が可能かを検討するプロセスのなかで、関係機関の必要な取組み・役割等が明らかになり、(3) 連絡調整機能につながっていきます。また、どのような公的サービスやインフォーマルサービス等が必要かを検討することが、(4) 地域づくり・資源開発機能や (5) 政策形成機能につながっていきます。 ・検討した解決策や改善策の実現を妨げる要因が見つかる場合には、そのこと自体も、地域の課題として関係者に認識が共有されることとなります。

(3) 連絡調整機能	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡調整機能は、地域の関係機関等の連携を高める機能です。 ・個別課題・地域課題を解決するために必要な関係機関等の役割が、個別ケースの検討を通じて明らかになり、かつ課題解決に向けて関係機関が具体的に連携を行うことにより、連携が強固かつ実践的なものになります。 ・同時に、関係機関だけでは課題の解決や予防が十分に行えないという場合には、必要な公的サービスやインフォーマルサービス等が明らかになり、(4) 地域づくり・資源開発機能や (5) 政策形成機能につながっていきます。
(4) 地域づくり・資源開発機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり・資源開発機能は、インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、必要な地域資源を地域で開発していく機能です。 ・地域の実態や特性に応じて状況が異なるため、地域ごとに個別的な地域課題があり、これらに応じた個々の解決策が必要になります。地域ケア会議ではその点を踏まえて地域づくりを行うこととなります。また、地域づくりには地域の関係者・グループの個別的な要素も関係しており、地域ケア会議を通じて関係者・グループに個別的要素を踏まえた働きかけをすることで、個別的要素を活かした地域づくり・資源開発につながっていきます。 ・地域づくり・資源開発を行うことで、個人に対する支援のネットワークの網の目は細くなり、それがさらに「(1) 個別課題解決機能」の向上につながっていきます。 ・また地域づくり・資源開発に対して、必要な行政のサポートや関係機関の役割等が明らかになれば、(5) 政策形成機能にもつながってきます。
(5) 政策形成機能	<ul style="list-style-type: none"> ・政策形成機能は、狭義には、市町村による地域に必要な政策の立案・実施につなげる機能であり、広義には、市町村以外の関係機関等による各種の事業等の実施につなげることを含む機能です。 ・具体的には、(2) で発見された地域課題の解決に向けて、優先順位や利用可能な地域資源等を検討して、解決のための政策等を立案したり、(3) 連絡調整機能や (4) 地域づくり・資源開発機能を十分に発揮するための施策等を立案していくこととなります。 ・市町村にとっては、住民、NPO、包括センター、介護保険サービス事業者への支援策を含めたさまざまな必要な取組み・政策や、中期的目標に向けた具体的プロセスが、地域ケア会議を通して明らかになってきます。 ・市町村以外の関係機関等にとっても、課題の解決に向けて、自分たちに必要な取組み（個別課題解決に留まらない取組み）が明らかになってきます。 ・一方、ある政策や事業を行えば、その地域課題がすべて解決するというわけでは通常ありませんので、評価を行ったうえで、さらなる課題の発見や関係機関の役割の確認など、(2) ～ (5) の機能が再度要請されることになり、各機能は循環することになります。

このような各機能の相互の有機的な関連のもと、地域の実情に応じて、参加者や設置範囲の異なる地域ケア会議やその他の会議を組み合わせることが必要になります。

先に示しました（6 本県における地域ケア会議の定義）イメージ図等と併せて、推進のための理解を深めていただきたいと思います。

2) 地域ケア会議の推進のポイント

本県における取り組みの中で検討された推進のポイントを紹介します。

■ポイント1

「地域での暮らしを支える」ということをしっかり捉えること

要援護者や家族の孤独をつくらない！

■ポイント2

「地域課題」を把握するためには、地域包括支援センター等専門職による地区把握は大前提

現場に出る！

■ポイント3

地域の将来像を見据えた地域づくり

中長期的な地域課題を把握し、施策や体制づくりに反映させる！

■ポイント4

当事者主体のボトムアップな仕組みづくり

ADLからQOL（生活の質）をベースとした支援へ！

■ポイント5

地域に関係する支援者が責任を共有する仕組みづくり

社会福祉協議会等との連携を考える！

■ポイント6

地域ケア会議は個別課題を地域課題に変換するための要となるツールである

単なるサービス調整会議に終わらせてはいけない、「地域づくり」を常に意識した会議運営をする！

■ポイント7

まず、庁内の関係部署・者が集まり、地域課題と向き合う

組織内外の枠組みを外して考え合う！